

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
観音寺市	油井北側地区(油井集落、山田集落、大畑集落の各一部)	令和3年3月31日	令和3年3月31日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.18 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.18 h a
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	0.40 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.01 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
(備考) 今プランにおける実行は既に完了しているため、④は0haとなっている。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

地縁団体の所有農地や残存小作などの整理を行い、念願の基盤整備が完了した。繰り返し話し合う中から、中心経営体への農地集積も予定どおり完了している。  
但し、後継者未定の農地もいくつかあり、引き続き話し合いを行っていく中から、中心経営体を育成していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

プランのエリアは、3つの集落にまたがっているが、面的につながっており、集落を分けての農地利用は考えていない。油井集落の集落営農組織が中心となり、地区内の認定農業者1経営体と他地区から入作の認定農業者1経営体に集約した。

5～10年後の耕作者は概ね確定したが、高齢の自作継続者も存在、また後継者への継承を円滑に図っていく必要があることから、現在、集落営農組織において若手グループ結成し、技術指導や交流を行っており、将来に向けた地域における中心経営体を育成するとともに、農地の集約化をめざす。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 ※経営面積は現状面積を含む		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	〇〇 〇〇	酪農、水稻	0.59 ha	酪農、水稻	0.59 ha	油井集落
認農	(株)△△△△	水稻、麦、露地野菜	1.17 ha	水稻、麦、露地野菜	1.17 ha	地区外
認農	□□ □□	水稻、露地野菜	0.44 ha	水稻、露地野菜	0.44 ha	油井集落
認農	☆☆ ☆☆	水稻、露地野菜	0.28 ha	水稻、露地野菜	0.28 ha	地区外
計	4人		2.48 ha		2.48 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

<p>5～10年後の農地の貸付け等の意向は全て把握済み。 貸付け等の意向が確認され、後継者が未定の農地は、2筆、87.55㎡となっているが、近隣耕作者を中心に引き受けを行う予定。</p>
<p>■農地中間管理機構の活用方針 油井北側地区は重点実施地区であり、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 なお、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向 (任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	柞田町字油井乙2711	4.55		
2	柞田町字深田乙492	83.00		
3				
4				
5				
6				
	計	87.55		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。